別記様式第二号仕様書⑱中「主索又は鎖」を「「主索又は鎖」に、「、最も素線切れの多い」を「として掲げたもの、最も摩損した」に、「、錆びた」を「及び錆びた」に、「に関する写真を別添１様式、」を「として掲げたものに関する写真をそれぞれ別添１様式に従い添付してください。ただし、同一の写真を添付することとなる場合は、一枚添付すれば足ります。また、」に改め、同⑲を同⑳とし、同㉒を同㉓とし、同㉓を同㉔とし、同㉔中「「かご非常止め装置」」の下に「の「形式」」を加え、「該当しない形式を取消線で抹消して」を「該当するものを○で囲んで」に改め、同㉕を同㉖とし、同㉖を同㉗とし、同㉗の項に次のように加える。

㉒　4⑼「調速機ロープ」には、素線切れ数を記入することを除き、⑮から⑰までに準じて記入してください。

㉓　6⑷「緩衝器及び緩衝材」の「形式」には、該当するものを○で囲んでください。また、「劣化の状況」、「作動の状況」及び「油量の状況」には、別表第二㈡欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。

別記様式第二号仕様書⑳を同㉑とし、同⑪から同⑲までを１つずつ繰り下げ、同⑭中「部分の径」を「部分」に、「主索の番号」を「部分がない場合は「なし」を、ある場合は「あり」を○で囲んでください。「あり」を○で囲んだ場合は、その主索の番号及び該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準」に改め、「割合」の下に「及び谷部が赤錆色に見える主索の１構成より１ピッチ内の最大の素線切れ数」を加え、同⑲に後段として次のように加える。

なお、「錆及び錆びた摩耗粉判定基準」には、以下の表２に従って錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号を記入してください。

表２　錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号

以下のａとｂの記号を組み合わせて記入すること。

ａ錆及び錆びた摩耗粉の判定記号

1　錆びた摩耗粉が多量に付着している場合

2　点状の腐食が多数生じている場合

3　錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の錆が無い部分の直径に対する割合が94％未満である場合

4　錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合

ｂ判定結果の記号

イ　要是正判定の場合

ロ　要重点点検判定の場合

ハ　指摘なしの場合

＜記入例＞

錆びた摩耗粉が多量に付着している場合で、判定が要是正であった場合

　該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（１－イ）

指摘事項がない場合

　該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（　ハ　）

別記様式第二号仕様書⑮を同⑯とし、同⑭を同⑮とし、同⑬中「該当しない」を「該当する」に、「取消線で抹消して」を「○で囲んで」に改め、同⑭に後段として次のように加える。

なお、「素線切れ判定基準」には、以下の表１に従って素線切れ判定基準の記号を記入してください。

表１　素線切れ判定基準の記号

以下のａとｂの記号を組み合わせて記入すること。

ａ素線切れの判定記号

1　素線切れが平均的に分布する場合

2　素線切れが特定の部分に集中している場合

3　素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が70％以下である場合

4　谷部で素線切れが生じている場合

ｂ判定結果の記号

イ　要是正判定の場合

ロ　要重点点検判定の場合

ハ　指摘なしの場合

＜記入例＞

素線切れが平均的に分布する場合で、判定が要是正であった場合

　該当する素線切れ判定基準（１－イ）

指摘事項がない場合

　該当する素線切れ判定基準（　ハ　）

別記様式第二号仕様書⑮を同⑯とし、同⑭中「「径」」を「「径の状況」」に、「比率」を「割合」に改め、同⑭を同⑮とし、同⑬を同⑭とし、同⑫を同⑬とし、同⑪中「該当しない」を「該当する」に、「取消線で抹消した」を「○で囲んだ」に改め、同⑪を同⑫とし、同⑩の次に次のように加える。

⑪　1⑸「接触器、継電器及び運転制御用基板」の「電動機主回路用接触器の主接点」には、接点を目視により確認し、別表第二㈡欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。部品を分解しなければ目視で確認することができない場合等でやむを得ず目視により確認できない場合は「確認不可」を○で囲んでください。また、フェールセーフ設計とは、接点に溶着等の不具合が生じた場合でも、運行指令と接点からの信号等との不整合を検知するなどし、自動的にかごを制止させる設計をいい、これに該当する場合は「該当する」を、該当しない場合は「該当しない」を○で囲んでください。さらに、「イ.」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する交換基準を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準により判定した場合は、「ロ.」を○で囲んだ上で、左欄にその交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。なお、フェールセーフ設計である場合は、必ずしも交換基準を定める必要はありませんが、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。

別記様式第二号１⑷の表を次のように改める。

径の状況 最も摩耗した主索の番号（　　） 直径（　　㎜） 未摩耗直径（　　㎜）	％